

様式第1号（第2条関係）

第 号
年 月 日

様

深谷市長



立入調査実施通知書

あなたが所有し、又は管理する空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第9条第2項の規定による立入調査を下記のとおり実施しますので、同条第3項の規定により通知します。

なお、本通知は、あなたを含む当該空家等の所有者又は管理者（の全員のうち確知された 名）の方にお送りしています。

記

- 1 対象となる空家等
所在地
用途
所有者の住所及び氏名
- 2 立入調査を実施しようとする事由
- 3 立入調査の実施予定日時
年 月 日
時 分～ 時 分
- 4 立入調査を行う者 市職員 名

5 立入調査の責任者 職・氏名 課長

6 所有者等の立会い等

この立入調査を実施するに当たり、所有者等の方の立会いをお願いしたいので、お手数ですが まで御連絡ください。

なお、所有者等の方の立会いがない場合でも立入調査は実施します。

また、この立入調査を拒み、妨げ、又は忌避したときは、法第16条第2項の規定により20万円以下の過料に処すると定められています。

様式第2号（第3条関係）

（表）

立入調査員証		第 号
所 属		(写真)
職 名		
氏 名		
生年月日	年 月 日	
上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の規定による立入調査の権限を有する者であることを証明する。		
年 月 日 発行（ 年 月 日まで有効）		
深谷市長		印

（裏）

空家等対策の推進に関する特別措置法（抜粋）

第9条（略）

2 市町村長は、第14条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等はその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

注意
この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

様式第3号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

深谷市長



指導書

あなたが所有し、又は管理する空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、法第14条第1項の規定により、下記のとおり必要な措置をとるよう指導します。

なお、本通知は、あなたを含む当該空家等の所有者又は管理者（の全員のうち確知された 名）の方にお送りしています。

記

- 1 対象となる特定空家等
所在地
用途
所有者の住所及び氏名
- 2 指導に係る措置の内容
- 3 指導に至った事由
- 4 指導の責任者 職・氏名 課長
- 5 措置の期限 年 月 日

6 その他

- (1) 上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく報告すること。
- (2) 上記2に示す措置を実施しなかった場合、法第14条第2項の規定により、当該措置を実施することを勧告することがあります。同項の勧告を受けた特定空家等に係る敷地については、地方税法第349条の3の2又は同法第702条の3の規定により、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の対象から除外されることとなります。

様式第4号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

深谷市長



勧告書

あなたが所有し、又は管理する空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、あなたに対して措置をとるよう指導してきたところではありますが、現在に至っても改善がなされていません。

ついては、下記のとおり必要な措置をとるよう、法第14条第2項の規定により勧告します。

記

- 1 対象となる特定空家等
所在地
用途
所有者の住所及び氏名
- 2 勧告に係る措置の内容
- 3 勧告に至った事由
- 4 勧告の責任者 職・氏名 課長

5 措置の期限 年 月 日

6 その他

- (1) 上記5の期限までに上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく報告をすること。
- (2) 上記5の期限までに正当な理由がなくて上記2に示す措置をとらなかった場合は、法第14条第3項の規定により、当該措置をとることを命ずることがあります。
- (3) 上記1に係る敷地が、地方税法第349条の3の2又は同法第702条の3の規定により、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、本勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。
- (4) この通知について、意見がある場合は御連絡ください。

様式第 5 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

深谷市長



命令書

あなたが所有し、又は管理する空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第 2 条第 2 項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、 年 月 日付け 第 号により、法第 1 4 条第 3 項の規定による命令を行う旨事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置がなされていないとともに、当該通知に示した意見書等の提出期限までに意見書等の提出がなされませんでした。

については、下記のとおり措置をとることを命令します。

記

- 1 対象となる特定空家等
所在地
用途
所有者の住所及び氏名
- 2 措置の内容
- 3 命ずるに至った事由

4 命令の責任者 職・氏名 課長

5 措置の期限 年 月 日

6 留意事項

- (1) 上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく報告をすること。
- (2) 本命令に違反した場合は、法第16条第1項の規定により、50万円以下の過料に処せられます。
- (3) 上記5の期限までに上記2の措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、法第14条第9項の規定により、当該措置について行政代執行の手続に移行することがあります。

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算し3箇月以内に、深谷市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、深谷市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において深谷市を代表する者は、深谷市長です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日）

の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第6号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

深谷市長



命令に係る事前通知書

あなたが所有し、又は管理する空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、年 月 日付け第 号により必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。

このまま措置が講じられない場合には、法第14条第3項の規定により、下記のとおり当該措置をとることを命令することとなりますので通知します。

なお、あなたは、法第14条第4項の規定により、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第5項の規定により、本通知の交付を受けた日から5日以内に、深谷市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨、申し添えます。

記

- 1 対象となる特定空家等
所在地
用途
所有者の住所及び氏名

2 命じようとする措置の内容

3 命ずるに至った事由

4 意見書の提出及び公開による意見の聴取の請求先
深谷市 部 課長 宛て
送付先

5 意見書の提出期限 年 月 日

6 その他

上記 2 に示す措置を実施した場合は、遅滞なく報告をすること。

様式第7号（第8条関係）

年 月 日

意見書

深谷市長 宛て

住所

氏名



電話番号

（法人の場合は、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

年 月 日付け 第 号により命令に係る事前通知
があった空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法第
14条第4項の規定により、次のとおり意見を述べます。

記

対象となる 特定空家等	所在地	
	用途	
	所有者の住 所及び氏名	
命令の原因 となる事実 についての 意見		
証拠書類等 の提出	有（書類の名称： ） ・ 無	

備考

- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上
添付すること。
- 2 証拠書類等を提出するときは、添付すること。

様式第 8 号（第 9 条関係）

年 月 日

意見聴取請求書

深谷市長 宛て

住所

氏名



電話番号

（法人の場合は、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

年 月 日付け 第 号により命令に係る事前通知
があった空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法第
14条第5項の規定により、意見書の提出に代えて公開による意見
の聴取を請求します。

様式第9号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

深谷市長



意見聴取実施通知書

年 月 日付けで請求のあった公開による意見の聴取について、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第6項の規定により下記のとおり実施しますので通知します。

記

1 対象となる特定空家等
所在地
用途
所有者の住所及び氏名

2 命じようとする措置の内容

3 意見の聴取の日時 年 月 日 時 分

4 意見の聴取の場所

様式第10号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

深谷市長



戒告書

あなたに対し 年 月 日付け 第 号によりあなたが所有し、又は管理する下記特定空家等の を行うよう命じました。この命令を 年 月 日までに履行しないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第9項の規定により、下記特定空家等の を執行いたしますので、行政代執行法第3条第1項の規定によりその旨戒告します。

なお、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第5条の規定によりあなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

記

対象となる特定空家等

所在地

用途

構造

規模

所有者の住所及び氏名

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算し3箇月以内に、深谷市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、深谷市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において深谷市を代表する者は、深谷市長です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 1 1 号 (第 1 1 条関係)

第 号
年 月 日

様

深谷市長



代執行令書

年 月 日付け 第 号によりあなたが所有し、又は管理する特定空家等を 年 月 日までに するよう戒告しましたが、指定の期日までに 義務が履行されませんでしたので、空家等対策の推進に関する特別措置法第 1 4 条第 9 項の規定により、下記のとおり代執行をおこないますので、行政代執行法第 3 条第 2 項の規定により通知します。

また、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第 5 条の規定によりあなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任を負わないことを申し添えます。

記

1 する物件

深谷市

住宅 (附属する門、塀を含む) 約 m²

2 代執行の時期

年 月 日から 年 月 日まで

3 執行責任者 職・氏名 課長

4 代執行に要する費用（概算）

約 円

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算し3箇月以内に、深谷市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、深谷市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において深谷市を代表する者は、深谷市長です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 1 2 号 (第 1 1 条関係)

(表面)

第 号
執行責任者証
部 課長
上記の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証明する。
年 月 日
深谷市長 印
記
1 代執行をなすべき事項 代執行令書 (年 月 日付け 第 号) 記載 の深谷市 番地の建築物の
2 代執行をなすべき時期 年 月 日から 年 月 日までの間

(裏面)

空家等対策の推進に関する特別措置法 (抜粋)
第 1 4 条 (以上略)
9 市町村長は、第 3 項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法 (昭和 2 3 年法律第 4 3 号) の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
1 0 ~ 1 5 (略)
行政代執行法 (抜粋)
第 4 条 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

様式第 1 3 号 (第 1 1 条関係)

第 号
年 月 日

様

深谷市長



代執行費用納付命令書

あなたが所有し、又は管理する特定空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法第 1 4 条第 9 項の規定による代執行を
年 月 日に行ったので、行政代執行法第 5 条の規定により、
下記のとおり当該代執行に要した費用を納付するよう命令します。

代執行に要した費用は、同封の納入通知書により、深谷市指定金融機関又は収納代理金融機関の窓口でお支払いください。

記

- 1 対象となる特定空家等
所在地
用途
所有者の住所及び氏名
- 2 代執行の内容
- 3 納付金額 (代執行に要した費用) 金 円
- 4 支払期限 年 月 日

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算し3箇月以内に、深谷市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、深谷市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において深谷市を代表する者は、深谷市長です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 1 4 号（第 1 3 条関係）

標 識

下記特定空家等を所有し、又は管理する者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第 1 4 条第 3 項の規定により措置をとることを、
年 月 日付け 第 号により、命ぜられています。

記

- 1 対象となる特定空家等
所在地
用途
- 2 措置の内容
- 3 命ずるに至った事由
- 4 命令の責任者 職・氏名 課長
- 5 措置の期限 年 月 日

様式第 15 号（第 15 条関係）

表示

この空家等は、深谷市空家等対策の推進に関する条例第 7 条の規定により、特定空家等に認定されました。

この特定空家等は、下記のとおり、危険な状態にあります。この特定空家等を所有し、又管理する者が必要な措置をとるまでの間は、近づかないでください。

記

- 1 対象となる特定空家等
所在地
用途
- 2 認定に至った事由
- 3 必要な措置
- 4 認定日 年 月 日
- 5 責任者 職・氏名 課長

様式第16号（第16条関係）

年 月 日

緊急措置実施同意書

深谷市長 宛て

住所

氏名



電話番号

（法人の場合は、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

深谷市空家等対策の推進に関する条例第9条第1項の規定により
実施する緊急措置について、下記の内容で同意します。

また、緊急措置に要した費用を負担することについて、同意しま
す。

記

1 対象となる空家等

所在地

用途

所有者の住所及び氏名

2 緊急措置の内容

3 緊急措置に要する費用（概算） 金 円

様式第 17 号（第 17 条関係）

第 号
年 月 日

様

深谷市長



緊急措置実施通知書

あなたが所有し、又は管理する下記空家等について、深谷市空家等対策の推進に関する条例第 9 条第 1 項の規定による緊急措置を講じたので、同条第 2 項の規定により通知します。

なお、緊急措置に要した費用は、同条第 3 項の規定によりあなたに請求しますので、同封の納入通知書により、深谷市指定金融機関又は収納代理金融機関の窓口でお支払いください。

記

- 1 緊急措置を講じた空家等
所在地
用途
所有者の住所及び氏名
- 2 緊急措置を講じた日時 年 月 日 時 分
- 3 緊急措置の内容
- 4 緊急措置に要した費用 金 円
- 5 支払期限 年 月 日